



平成 18 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 デ リ カ フ ズ 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長 館本 黙武  
(コード番号 3392 東証第二部)  
問合せ先 取締役経営企画部長 竹内 啓  
(TEL. 03-3858-1037)

## 定款一部変更に関するお知らせ

平成 18 年 5 月 12 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 3 回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでご通知いたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

- (1) 本総会終結の時をもって、会社法に基づき監査役会および会計監査人の設置義務が生じるため規定を新設するものであります。
- (2) 取締役会の機動的な運営をはかるため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。
- (3) 会社法の施行により、会計監査人および社外監査役との間で会計監査人および社外監査役の責任限度額を法令が規定する額に定める契約を締結することになっております。これに伴い、会計監査人および社外監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に發揮できるよう、各責任免除の規定を新設するものであります。
- (4) その他、定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設・変更のほか、会社法に対応した用語ならびに引用条文の変更など所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 当会社は、デリカフーズ株式会社と称し、英文では DELICA FOODS CO., LTD. と表示する。</p> <p>(目 的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 下記業務を営む会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理</p> <p>(1) 食品、冷凍食品ならびに食品添加物の製造、加工ならびに販売</p> <p>(2) 各種菓子、各種清涼飲料製造、加工ならびに販売</p> <p>(3) 酒類の販売</p> <p>(4) 各種調味料の販売</p> <p>(5) 米穀等小売業</p> <p>(6) 生鮮食料品の加工、販売、輸出入</p> <p>(7) 肥料の製造、販売、輸出入</p> <p>(8) 前各号の原料、製品、副産物の輸出入</p> <p>(9) 前各号の物品の製造、加工、保存、輸送に関するコンサルタント</p> <p>(10) 農産物の鮮度保持技術の開発</p> <p>(11) 農産物のバイオテクノロジーによる栽培の研究開発および生産物の販売</p> <p>(12) 有機質を利用した無農薬栽培食品の生産、加工、販売</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 当会社は、デリカフーズ株式会社と称し、英文では <u>DELICA</u> FOODS CO., LTD. と表示する。</p> <p>(目 的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 下記業務を営む会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理</p> <p>(1) 食品、冷凍食品ならびに食品添加物の製造、加工ならびに販売</p> <p>(2) 各種菓子、各種清涼飲料製造、加工ならびに販売</p> <p>(3) 酒類の販売</p> <p>(4) 各種調味料の販売</p> <p>(5) 米穀等小売業</p> <p>(6) 生鮮食料品の加工、販売、輸出入</p> <p>(7) 肥料の製造、販売、輸出入</p> <p>(8) 前各号の原料、製品、副産物の輸出入</p> <p>(9) 前各号の物品の製造、加工、保存、輸送に関するコンサルティング</p> <p>(10) 農産物の鮮度保持技術の開発</p> <p>(11) 農産物のバイオテクノロジーによる栽培の研究開発および生産物の販売</p> <p>(12) 有機質を利用した無農薬栽培食品の生産、加工、販売</p>

現 行 定 款	変 更 案
(13)食品調理に関するコンサルタント (14)コンピュータを利用した農産物の通信販売に関するコンサルタント (15)コンピュータのシステムおよびプログラムの開発、設計 (16)青果物の分析、および研究開発 (17)外食のメニューの企画、立案およびコンサルティング (18)その他食に関する企業の商品開発およびコンサルティング (19)健康食品の販売、研究およびコンサルティング (20)インターネットによる食品の販売および食品に関する情報提供 (21)前項(16)から(20)に関する講演会の企画および運営 2. 前項に付帯する一切の業務 (本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都足立区に置く。 (新設)	(13)食品調理に関するコンサルティング (14)コンピュータを利用した農産物の通信販売に関するコンサルティング (15)コンピュータのシステムおよびプログラムの開発、設計 (16)青果物の分析、および研究開発 (17)外食のメニューの企画、立案およびコンサルティング (18)その他食に関する企業の商品開発およびコンサルティング (19)健康食品の販売、研究およびコンサルティング (20)インターネットによる食品の販売および食品に関する情報提供 (21)前項(16)から(20)に関する講演会の企画および運営 2. 前各号に付帯する一切の業務 (本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都足立区に置く。 (機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人 (公告方法) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載してする。 第2章 株式および端株 (会社が発行する株式の総数) 第5条 当会社が発行する株式の総数は、3万株とする。
	第5条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 第2章 株式および端株 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、3万株とする。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(株券の発行) <u>第 7 条</u> 当会社の株式については、株券を発行する。
(自己株式の取得) <u>第 6 条</u> 当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。	(自己の株式の取得) <u>第 8 条</u> 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。
(名義書換代理人) <u>第 7 条</u> 当会社は、株式および端株につき名義書換代理人を置く。 2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 3. 当会社の株主名簿および端株原簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿・株券喪失登録簿への記載または記録、端株の買取り、その他株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。	(株主名簿管理人) <u>第 9 条</u> 当会社は、株式および端株につき株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当会社の株主名簿、端株原簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式および端株に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。
(株式取扱規則) <u>第 8 条</u> 当会社が発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、端株原簿・株券喪失登録簿への記載記録、端株の買取り、その他株式および端株に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) <u>第10条</u> 当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、端株原簿への記載または記録および端株の買取、その他株式および端株に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

現 行 定 款	変 更 案
(基準日) <u>第9条</u> 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。	(基準日) <u>第11条</u> 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。
2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主をもって、その権利行使すべき株主または登録質権者および端株主とすることができる。	2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。
(招 集) <u>第10条</u> 定時株主総会は、毎営業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。	第3章 株主総会 (招 集) <u>第12条</u> 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要があるときに隨時招集する。
2. 株主総会を招集するときは、会日の1週間前までにその通知を発する。	(削除)
(新設)	(招集地) <u>第13条</u> 当会社の株主総会は、東京都区内で開催する。
(招集権者および議長) <u>第11条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。	(招集権者および議長) <u>第14条</u> 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2. 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第12条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</u></p> <p><u>2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p><u>2. 商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議事録)</p> <p><u>第14条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員 数)</p> <p><u>第15条 当会社の取締役は、10名以内とする。</u></p>	<p><u>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p><u>2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員 数)</p> <p><u>第17条 当会社の取締役は、10名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(選任方法) <u>第16条</u> 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、 <u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u> が出席し、その議決権の過半数をもって <u>これ</u> を行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。	(選任方法) <u>第18条</u> 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、 <u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u> が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
(任期) <u>第17条</u> 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. <u>増員により、または補欠として選定された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u>	(任期) <u>第19条</u> 取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。
(代表取締役および役付取締役) <u>第18条</u> 当会社は、取締役会の決議により、代表取締役を定める。 2. 代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。 3. 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選任し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	(代表取締役および役付取締役) <u>第20条</u> 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 2. 取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第19条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。<u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第20条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。<u>但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p><u>第21条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって<u>これ</u>を行う。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第21条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p><u>2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。<u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p><u>2. 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の議事録)  <u>第22条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>	(削除)
(取締役会規則)  <u>第23条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u>	(取締役会規則)  <u>第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u>
(取締役の報酬および退職慰労金)  <u>第24条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u>	(報酬等)  <u>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u>
(取締役の責任免除)  <u>第25条 当会社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる。</u>  <u>2. 当会社は、法令第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為により賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の限度額において免除することができる。</u>	(取締役の責任免除)  <u>第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u>  <u>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第5章 監査役 (員 数) <u>第26条 会社の監査役は、5名以内とする。</u>	第5章 監査役および監査役会 (員 数) <u>第27条 当会社の監査役は、5名以内とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(選任方法) <u>第27条</u> 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	(選任方法) <u>第28条</u> 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(任期) <u>第28条</u> 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	(任期) <u>第29条</u> 監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
(新設)	(常勤の監査役) <u>第30条</u> 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。
(新設)	(監査役の招集通知) <u>第31条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。
(新設)	(監査役会の決議方法) <u>第32条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
(新設)	(監査役会規則) <u>第33条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

現 行 定 款	変 更 案
(報酬および退職慰労金) <u>第29条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u>	(報酬等) <u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>
(監査役の責任免除) <u>第30条 当会社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。</u>	(監査役の責任免除) <u>第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
(新設)	(新設)
(新設)	(選任方法) <u>第36条 会計監査人は、株主総会によって選任する。</u>
(新設)	(任期) <u>第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
(新設)	(報酬等) <u>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(会計監査人の責任免除) <u>第39条</u> 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第6章 計 算 (営業年度) <u>第31条</u> 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、 <u>毎営業年度末日を決算期とする。</u>	第7章 計 算 (事業年度) <u>第40条</u> 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(利益配当金) <u>第32条</u> 当会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、これを支払う。	(剩余金の配当) <u>第41条</u> 剩余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し行う。
(中間配当) <u>第33条</u> 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、 <u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配</u> （以下「中間配当」という。）を行うことができる。	(中間配当) <u>第42条</u> 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。
(利益配当金等の除斥期間) <u>第34条</u> 利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。	(剩余金の配当金等の除斥期間) <u>第43条</u> 剩余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。